

令和6年3月18日判決言渡

令和5年（ネ）第10092号 著作権侵害（不法行為）による請求控訴事件
（原審・東京地方裁判所令和4年（ワ）第70145号）

口頭弁論終結日 令和6年2月7日

5

判 決

控 訴 人 X

被 控 訴 人 Y 1

10

被 控 訴 人 Y 2

被 控 訴 人 Y 3

上記3名訴訟代理人弁護士 端 元 博 保

15

伊 藤 公 郎

池 田 智 洋

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における追加請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

用語の略称及び略称の意味は、本判決で改めて付するもののほかは、原判決に従う。また、原判決の引用部分の「別紙」は全て「原判決別紙」と読み替えるものとする。

25

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決（不法行為に基づく損害賠償請求及び本判決別紙名誉回復等の措置記

載 2 の請求をそれぞれ棄却した部分を除く。) を取り消す。

2 被控訴人らは、原判決別紙原告著作物目録記載のデザインを複製し、頒布してはならない。

3 被控訴人らは、原判決別紙原告著作物目録記載のデザインを使用した全ての
5 コピー物品を廃棄せよ。

4 被控訴人らは、原判決別紙商標権目録記載の商標や呼称を使用した商品の販売に関する情報の提供、書類の複製、文書または電磁テープのファイリング、コンピュータデータベースへの情報編集、セミナー・検定事業の企画、書籍の制作、興
10 行の企画・運営または開催、教育研修のための施設の提供、検定試験の企画・運営、
検定試験の実施を行うことを禁ずる。

5 被控訴人らは、本判決別紙名誉回復等の措置記載 1 の行為をせよ（控訴人は当審において、本項の請求を追加した。）。

6 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人らの負担とする。

7 仮執行宣言

15 第 2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、本件各著作物及び本件各商標の権利者であると主張する控訴人（原審原告。以下「原告」という。）が、被控訴人ら（原審被告ら。以下「被告ら」といい、被控訴人 Y 1 を「被告 Y 1」、被控訴人 Y 2 を「被告 Y 2」、被控訴人 Y 3 を「被告
20 Y 3」という。）が原告の許可を得ることなく本件各著作物及び本件各商標を使用したことが著作権侵害及び商標権侵害の不法行為に当たると主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償（慰謝料を含む。）として、3 4 7 万 4 0 0 0 円及びこれ
に対する不法行為の日の後である令和 5 年 3 月 1 9 日（訴状送達の日翌日）から
支払済みまで平成 2 9 年法律第 4 4 号による改正前の民法所定の年 5 分の割合によ
25 る遅延損害金の支払を求めるとともに、本件各著作物を使用した物品等の複製及び
頒布の禁止並びに廃棄、本件各商標の使用の差止めを求め、更に、著作権法 1 1 5

条に基づく名誉回復措置として、被告らがインターネットのホームページ上において原告が本件各著作物の著作権（以下「本件各著作権」という。）を有する旨公表することを求める事案である。

5 原判決は、原告の請求をいずれも棄却し、原告が控訴した。なお、控訴の趣旨によれば、原告の不法行為に基づく損害賠償請求及び本判決別紙名誉回復等の措置記載 2 の請求をそれぞれ棄却した部分は、不服申立の範囲に含まれていないから、当審における審理の対象とはならない。

また、原告は、本件訴えのうち、著作権法 115 条に基づく名誉回復等の措置を求める部分につき、控訴審において控訴の趣旨 5 項のとおりに交換的に変更することを求めたが、被告らがこれに異議を述べたことから、控訴の趣旨 5 項に係る訴え
10 が追加されたものとして扱う。

2 当事者の主張

以下のとおり原判決を補正し、後記 3 において当審における原告の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実」中の「第 3」（不法行為に基づく損害賠償請求に係る部分を除く。原判決 2 頁 8 行目から 26 行目まで、3 頁 17 行目から 4 頁 1 行目
15 まで、同頁 4 行目から 18 行目まで、同頁 20 行目から 5 頁 13 行目まで）に記載するとおりであるから、これを引用する。

(1) 2 頁 14 行目の「関ケ原検定を実施するにあたり」の次に「、原告の許可を得ることなく」を加える。

20 (2) 2 頁 25 行目の「被告らは」の次に「、原告の許可を得ることなく、」を加える。

(3) 3 頁 18 行目の「請求の趣旨 1 項から 3 項記載」を「控訴の趣旨 2 項から 4 項までに記載」と、19 行目の「請求の趣旨 4 項」を「控訴の趣旨 5 項」と、22 行目の「本件著作物」を「本件各著作物」と、23 行目の「請求の趣旨 1 項、2 項」
25 を「控訴の趣旨 2 項及び 3 項」と、24・25 行目の「請求の趣旨 3 項」を「控訴の趣旨 4 項」と、26 行目から 4 頁 1 行目の「請求の趣旨 4 項」を「控訴の趣旨 5

項」と、それぞれ改める。

(4) 4 頁 1 4 行目の「関ヶ原検定の運営に当たり」を「関ヶ原町歴史民俗学習館の実施する関ヶ原検定の運営に当たり」と、1 5 行目の「本件著作物」を「本件各著作物」と、1 8 行目の「本件商標」を「本件各商標」と、それぞれ改める。

5 (5) 4 頁 2 0 行目の「否認ないし争う。」の次に「請求の相手方は関ヶ原町とすべきである。また、」を加え、2 4 行目を削る。

(6) 4 頁 2 5 行目の「被告の主張」を「被告らの主張」と、2 6 行目の「被告 Y 1 (以下「被告 Y 1」という。))」を「被告 Y 1」と、5 頁 1・2 行目の「被告 Y 2 (以下「被告 Y 2」という。))」を「被告 Y 2」と、3・4 行目の「被告 Y 3 (以下「被告 Y 3」という。))」を「被告 Y 3」と、1 0 行目の「本件著作物」を「本件各著作物」と、1 2 行目の「被告の主張に対する認否」を「被告らの主張に対する認否」と、それぞれ改める。

3 当審における原告の補充主張

被告らの行為が公権力の行使に当たるか否かについては、検定事業の命令書、計画書その他の文書を確認し、更に、関ヶ原町の見解を確認した上で、認定すべきである。

また、被告らの行為は、公務員職権濫用（刑法 1 9 3 条以下）に当たる可能性があり、職権を濫用して不法行為をしたのであれば、公権力の行使に当たらない。

第 3 当裁判所の判断

20 1 当裁判所も原告の請求（不法行為に基づく損害賠償請求及び本判決別紙名誉回復等の措置記載 2 の請求を除く。）はいずれも理由がないものと判断する。理由は次のとおりである。

(1) 差止め等の請求について

25 弁論の全趣旨によれば、本件の「関ヶ原検定」は、関ヶ原町が実施するものであったことが認められる。したがって、関ヶ原検定に関連して作成等された物品（原告のいう「コピー物品」）が現に関ヶ原町に存在するとしても、社会通念上、これら

の物品を支配下に置いていると認められるのは関ヶ原町であることが推認され、これを覆すに足る証拠はない。そうすると、仮に、被告らが同物品の購入や保管等に関与していたとしても、被告らは関ヶ原町の公務員として職務上関与したにすぎないことが推認されるから、被告らは占有補助者になることはあっても、独立して同物品を処分する権限があるとは認められない。

また、被告らそれぞれが、個人として、関ヶ原検定を主催して実施するなどというおそれがあることを認めるに足る主張立証はないから、被告らが、本件各著作物及び本件各商標を使用するおそれがあるとは認められない。

したがって、原告の被告らを相手方とする差止及び廃棄請求には理由がない。

(2) 著作権法 115 条に基づく名誉回復等の措置について

原告は著作権法 115 条に基づく名誉回復等の措置として、当審において控訴の趣旨第 5 項の請求を追加したが、同措置の前提となる著作者人格権侵害に関する主張をしていない。したがって、原告の請求する名誉回復等の措置が相当なものであるか否かを検討するまでもなく、被告らに対する著作権法 115 条に基づく請求には理由がない。

(3) 原告は、被告らの行為が公権力の行使に当たるかという点につき縷々主張するが、同主張は損害賠償請求の前提となる事実に係るものであって、当審の審理の対象である前記の差止め等の請求及び著作権法 115 条に基づく名誉回復等の措置に関する判断を左右するものではない。

なお、国家賠償法 1 条 1 項の「公権力の行使」への該当性の認定に当たり、原告が主張するような検定事業の命令書、計画書その他の文書によることを要するものとは解されない。また、原告は、被告らの行為が公務員職権濫用に当たる場合には私的行為であって公権力の行使に当たらないとも主張するが、仮に公務員に職権濫用その他の職務に関する違法行為があったとしても、それは、国家賠償法の適用により被害者を保護すべき理由にはなっても、当該違法行為について、公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて行われたものであることを否定する理

由にはならないというべきであるから、同主張は失当である。

2 結論

以上の次第で、原告の差止め等に係る請求を棄却した原判決（不法行為に基づく損害賠償請求及び本判決別紙名誉回復等の措置記載 2 の請求に係る部分を除く。）

5 は相当であるから本件控訴を棄却し、原告の当審における著作権法 115 条に基づく名誉回復等の措置を求める追加請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 2 部

10

裁判長裁判官

清水 響

15

裁判官

浅井 憲

20

裁判官

勝 又 来 未 子

(別紙)

名誉回復等の措置

1 著作権法 115 条の名誉回復等の措置として、次の措置をとること。

- 5 (1) 被控訴人らの行為が違法行為であることを認めること。
- (2) 上記行為が公権力（関ヶ原町）の職務であったことを明らかにすること。
- (3) 控訴人に対し、署名・捺印した文書により、謝罪すること。

10 2 被控訴人らは、被控訴人らが侵害したインターネットのホームページ上で、
原判決別紙原告著作物目録記載の各著作物の著作権を控訴人が所有することを公表せよ。

以上